

**滝沢浄水場更新整備等事業実施方針に関する質問に対する回答(5月24日修正版)**

No.	ページ	項目	質問の内容	回答
1	1	1.1	「・・・将来予想される原水の悪化・・・」とありますが、悪化要因と設定水質（表4-3最大値）は、要求水準書で解説されると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。業務内容は業務要求水準書でお示しします。
2	2	1.2.4	表1-1によると、取水施設から浄水施設までの導水管が新設対象になっておりますが、本設備の設置場所は市有地でしょうか。私有地でしょうか。 浄水場を稼働しながら導水管の敷設替えを行うこととなりますので、既設導水管横のスペース等に新設導水管を敷設するか、工事期間中に仮設配管を通す必要があると思慮しますが、そのスペースを使用することは可能でしょうか。	導水管布設場所は市有地です。市有地の範囲内の工事であれば、ご提案事項と考えています。
3	2	1.2.4	新設対象施設のうち、導水施設とは、「取水施設および取水施設から浄水施設までの導水管」を指すのか、「取水口から浄水施設までの導水管のみ」を指すのか、どちらでしょうか。	取水口から浄水施設までの導水管のみです。
4	2	1.2.4	取水口、除塵機は新設・撤去対象外という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	2	1.2.4	表1-1に記載されている新設対象施設の貯水施設において「場内で貯水量11,300m <sup>3</sup> /日以上を貯水できる施設。事業者提案による。」とありますが、配水池として最低限確保すべきと考えている貯水量をご教示ください。 また、工事期間中に必要な全体の貯水量、配水池貯水量についてもご教示ください。	業務要求水準書でお示しします。
6	2	1.2.4	表1-1の新設対象施設の貯水施設とは、浄水処理された水を貯水する施設と理解してよろしいでしょうか。	原水及び浄水を貯留する施設の総称を指します。
7	2	1.2.4	新設対象施設・貯水施設の貯水量11,300m <sup>3</sup> とありますが、貯水量とは原水でしょうか、または浄水でしょうか。	(質問No.6参照)
8	2	1.2.4	工事中に確保すべき配水池容量をご教示ください。	(質問No.5参照)
9	2	1.2.4	運用開始後に確保すべき配水池容量をご教示ください。	(質問No.5参照)
10	2	1.2.4	新設対象施設・貯水施設について「場内で貯水量11,300m <sup>3</sup> 以上を貯水できる施設」とありますが、浄水処理の前後は問わないとの理解でよろしいでしょうか。	(質問No.6参照)
11	2	1.2.4	表1-1に場内配管が新設対象施設と定義されていますが、送水配管も含まれるのでしょうか？ また、既設との取り合い点等をご指示いただけますでしょうか。	既設との取り合い点まで含まれます。取り合い点については、業務要求水準書でお示しします。
12	2	1.2.4	新設対象施設・管理棟に本市職員とありますが、何名分必要でしょうか。	業務要求水準書でお示しします。
13	2	1.2.4	管理棟内に含む貴市職員様の事務所スペースは、現滝沢浄水場本館2階の事務所と概ね同等と理解してよろしいでしょうか。	(質問No.12参照)
14	2	1.2.4	新設対象施設について、各施設は適切に合棟、分棟とすることができると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	2	1.2.4	新設対象施設に「環境対策施設」とありますが、ここでいう「環境対策」とはどのような施設を想定しているのかご教示願います。	CO2削減施設等を考えています。対策についてはご提案事項と考えています。
16	2	1.2.4	「環境対策施設」とは、具体的にどのような内容をお考えでしょうか。	(質問No.15参照)
17	2	1.2.4	環境対策施設は事業者提案とありますが、環境対策施設の定義をご教示下さい。	(質問No.15参照)
18	2	1.2.4	民間事業者は、提案により固定価格買取制度の活用を前提とした発電（売電）設備の設置を提案することが可能でしょうか。	ご提案事項と考えています。
19	2	1.2.4	再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用することは可能でしょうか。 (具体的には、民間事業者が設備を建設し、貴市に引き渡した後、SPCが設備を借り受けて発電し、その売電便益をSPCの収入源とするなど。)	可能とします。
20	2	1.2.4	応急給水設備の具体的な内容（考え方）と設置場所については、要求水準の中で解説されるとの解釈でよろしいでしょうか。	ご提案事項と考えています。
21	2	1.2.4	表1-1の新設対象施設の附帯施設の摘要欄に「進入路および場内整備等」とありますが、このうち進入路については、現地説明会での配布資料「滝沢浄水場更新整備計画案」(参考図)の北側に表示された「進入路」に該当するものと解釈してよろしいでしょうか。	現在HPで公開されている説明会配布資料（滝沢浄水場更新整備計画（案））に示している天日乾燥床北側の進入路となります。
22	2	1.2.4	新設対象施設・付帯施設に進入路とありますが、対象箇所をご教示下さい。	(質問No.21参照)
23	2	1.2.4	進入路は、天日乾燥床からの浄水汚泥搬出の目的で設置されるものですか。	進入路は工事用、維持管理用、来客者用などの多目的で利用可能と考えています。

**滝沢浄水場更新整備等事業実施方針に関する質問に対する回答(5月24日修正版)**

No.	ページ	項目	質問の内容	回答
24	2	1.2.4	「付帯施設」として「場内整備」と表記されていますが、「場内整備」には、既設門扉・フェンス等の整備を含むとお考えでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	2	1.2.4	撤去対象施設の緩速ろ過施設について、第1回説明会にて受領した「滝沢浄水場更新整備計画(案)」では、取水計量室と緩速着水井に着色がありませんが、現状維持、撤去、流用については事業者提案によるという理解でよろしいでしょうか。	撤去施設です。
26	3	1.2.4	汚泥ケーキ乾燥棟を流用する場合、耐震補強は不要でしょうか。	不要です。
27	3	1.2.4	既存の天日乾燥床を流用する場合、耐震性能は重要度ランクA1の水道施設が保持すべき耐震性能を具備する土木構造物とするのでしょうか。	業務要求水準書でお示しします。
28	3	1.2.4	既存流用もしくは撤去対象施設・天日乾燥床に既設を耐震補修補強とありますが、天日乾燥床の耐震とは何を示しますか。	(質問No.27参照)
29	3	1.2.4	撤去対象施設・場内配管に施設整備に伴い支障となるものは撤去とありますが、支障となる範囲の判断は事業者側がおこなうということで宜しいでしょうか。	ご提案事項と考えています。
30	2	1.2.4	No.1緩速ろ過池について、整備上の問題がなければ残置としてもかまいませんか。	撤去施設です。
31	2	1.2.4	急速1号、2号配水池について、撤去範囲を御教示下さい。(地下水槽全てか、地表部だけでもいいのか)	計画地盤高より-1.5mの範囲は全て撤去です。
32	3	1.2.4	加圧ポンプ室について、支障がなければ残置でも問題ありませんか。	撤去施設です。
33	3	1.2.4	場内配管の項目に「施設整備に伴い支障となるものは撤去。」とありますが、支障にならない配管は残置してもかまわないという理解でよろしいでしょうか。	ご提案事項と考えています。
34	3	1.2.4	既存施設・滝沢浄水場について、新設対象施設の建設前に撤去が可能な施設をご教示ください。	ご提案事項と考えています。
35	3	1.2.4	既存の普通沈澱池、配水池、排水処理施設を流用する場合、耐震性能は重要度ランクA1の水道施設が保持すべき耐震性能を具備する土木構造物と考えてよろしいでしょうか	業務要求水準書でお示しします。
36	3	1.2.4	普通沈澱池、緩速系配水池、急速3号配水池、排水処理施設、天日乾燥床は、既存流用もしくは撤去対象施設ですが、流用する場合、耐震補修補強の実施時期を新設浄水場運転開始後の維持管理期間とし、その費用を維持管理の修繕費として計上することは可能ですか。	耐震補強は建設工事期間中に行い、費用も工事費として計上します。
37	3	1.2.4	表1-1対象施設の概要 撤去する場合、汚泥の処分は範囲に含まれますか。含まれる場合それらの量を御提示ください。	汚泥はありません。
38	3	1.2.4	表1-1対象施設の概要 撤去する場合、汚泥の処分は範囲に含まれますか。含まれる場合それらの量を御提示ください。	撤去する場合は、場内の移動のとなります。量は、約600m3です。
39	2	1.2.4	撤去対象施設、既設流用もしくは撤去対象施設は、検討に必要な図面、計算書等を提示いただけるものと理解してよろしいでしょうか。早期の開示をお願いします。	実施方針に記載の「資料閲覧の期間」に可能な範囲で提示します。
40	2	1.2.4	撤去対象施設、既設流用もしくは撤去対象施設のうち緩速ろ過施設、No1緩速配水池、No2緩速配水池、普通沈澱池、汚泥ケーキ乾燥棟は新設対象施設の建設前に撤去が可能と考えてよろしいでしょうか。 又、その場合、急速ろ過系のみで建設期間中に必要な浄水能力を確保できると考えてよろしいでしょうか。	ご提案事項と考えています。工事期間中に必要な浄水能力の確保は可能です。
41	3	1.2.4	「耐震補修補強し、・・・として流用。もしくは撤去。」とありますが、記載の施設以外としての利用も可能と考えてよろしいでしょうか。	記載の施設以外の利用は不可とします。
42	3	1.2.4	緩速系配水池は「既設流用もしくは撤去対象施設」となっておりますが、平成25年4月11日開催の説明会での配布資料ではNo1緩速配水池、No2緩速配水池は「撤去対象施設」、No3緩速配水池は「既設流用もしくは撤去対象施設」となっております。説明会での配布資料を正と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	3	1.2.4	説明会の質疑応答において、「既存施設のコンクリート調査は必要であれば提案書提出前に事業者側にて実施すること」とご説明がありました。調査の申し込み方法、実施可能時期などについてご教示ください。	実施可能時期などについては別途連絡をいたします。
44	2	1.2.4	戸ノ口第一・第二・第三発電所の不具合による取水停止の実績と、戸ノ口第三発電所～取水施設までの導水経路不具合による取水不能の実績が有りましたら御提示下さい。	実施方針に記載の「資料閲覧の期間」に可能な範囲で提示します。

**滝沢浄水場更新整備等事業実施方針に関する質問に対する回答(5月24日修正版)**

No.	ページ	項目	質問の内容	回答
45	2	1.2.4	下記のデータの御提示をお願いしたいのですが。 1. 粉末活性炭年間使用量 2. 脱水ケーキ年間発生量 3. 東山ダム濁水実績及びその時の原水水質データ 4. 2階構造による1階天井部の漏水及び白華現象箇所の修繕実績 5. 計装設備(水質計器)メーカー一点検箇所数と年間回数	実施方針に記載の「資料閲覧の期間」に可能な範囲で提示します。
46	2	1.2.4	冬季の凍結防止方法と不具合発生実績がありましたら御提示下さい。	実施方針に記載の「資料閲覧の期間」に可能な範囲で提示します。
47	2	1.2.4	週1回の巡回点検の人数及び膜洗浄費用を御提示下さい。	実施方針に記載の「資料閲覧の期間」に可能な範囲で提示します。
48	2	1.2.4	各浄水場のユーティリティ一年間費用を御提示下さい。	実施方針に記載の「資料閲覧の期間」に可能な範囲で提示します。
49	2	1.2.4	各浄水場の停電実績を御提示下さい。	実施方針に記載の「資料閲覧の期間」に可能な範囲で提示します。
50	2	1.2.4	アンモニア性窒素流入による不連続点塩素処理実績が有りましたら御提示下さい。	実施方針に記載の「資料閲覧の期間」に可能な範囲で提示します。
51	3	1.2.5	撤去対象施設の撤去については新設対象施設の運用に支障がない範囲で、維持管理開始後に行うことも可能でしょうか。	撤去工事も建設完了時(平成30年3月)までに完了とします。
52	4	1.2.5	撤去品中には、アスベスト、PCB、重金属等の有害物質が含まれておりますか。	アスベストを含む建物はないと考えます。発見された場合は変更協議と考えます。有害物質は含まれていないと考えますが、PCBが発見された場合の対応は本市で対応します。
53	4	1.2.5	地下埋設物及び躯体等の撤去範囲について、深さ制限等ありますか。	(質問No.31参照)
54	4	1.2.5	管理棟内の備品、ろ過砂、残薬品、機械品及び電気品等の処分は、事業者の自由処分と考えてよろしいですか。	法に則った上での自由処分とします。
55	4	1.2.5	「撤去対象施設の撤去後の敷地の造成を含む。」とありますが、撤去後の敷地の跡地利用は事業者提案範囲と考えてよろしいでしょうか。	ご提案事項と考えています。
56	3	1.2.5	「新設対象施設及び既存流用対象施設の維持管理」において、「既存施設の維持管理」と同様に「既存流用対象施設の維持管理を旧事業者から管理業務の引き継ぎ」を行うとの解釈で宜しいでしょうか。 旧事業者からの維持管理業務の引き継ぎを行う場合の引き継ぎ完了日は平成26年3月末日まで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	4	1.2.5	新設、撤去施設用地に土壤汚染はございますか。	土壤汚染はないものと考えますが、土壤汚染が発見されれば変更協議又は本市での対応と考えます。
58	4	1.2.5	表1-2対象業務範囲 土壤汚染については調査不要と考えてよろしいでしょうか。 もし土壤汚染についても調査する場合は、実施調査ではなく県等すでに調査された資料を収集し・整理するという解釈でよろしいでしょうか。	(質問No.57参照)
59	4	1.2.5	電波障害対策業務について、過去に電波障害が発生した事例はございますか。事例がある場合、電波障害報告書等は閲覧できますか。	過去に事例はありません。
60	5	1.2.5	対象業務範囲について、既設設備の維持管理のために既設監視設備を移設して運転管理監視してもよろしいでしょうか?	ご提案事項と考えています。
61	5	1.2.5	表1-2対象業務範囲 汚泥運搬量、頻度、現況の処分単価、現況の処分業者についてご教示願えないでしょうか。	実施方針に記載の「資料閲覧の期間」に可能な範囲で提示します。

**滝沢浄水場更新整備等事業実施方針に関する質問に対する回答(5月24日修正版)**

No.	ページ	項目	質問の内容	回答
62	5	1.2.5	汚泥運搬及び処分とありますが、汚泥の排出事業者は貴市であり、すなわち処分委託契約は貴市・汚泥処分先間で締結されるという理解でよろしいでしょうか。 また民間事業者が行う汚泥の運搬及び処分とは、以下の内容でよろしいでしょうか。 ・汚泥の運搬及び処分先の確保 ・汚泥の運搬及び処分に関わる費用の負担	ご理解のとおりです。
63	5	1.2.5	汚泥の運搬及び処分については、現在も放射性物質の影響により、有効利用しにくい状態かと思われまます。 従いまして、①汚泥の運搬及び処分に関する民間事業者の提案は、有効利用が可能であることを前提として、有効利用先の確保及び有効利用に関わる費用を提案すればよいとの理解でよろしいでしょうか。 また、その場合、②事業開始後、放射性物質の影響により有効利用が不可能な場合、最終処分等にかかる追加費用については、貴市が別途協定等により負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。 上記①および②について貴市のお考えをご教示ください。	ご理解のとおりです。
64	5	1.2.5	汚泥の運搬及び処分について、放射性物質に起因するリスクは貴市負担との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	5,6	1.2.5	SPCに警備業の認定は必要ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
66	5	1.2.5	警備とありますが、SPCは警備業を取得する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	(質問No.65参照)
67	5	1.2.5	新設対象施設の建設期間中において、新設および既設の各浄水場の施設見学予定についてご教示願います。	滝沢浄水場以外の浄水場は従来どおりの対応とします。
68	5	1.2.5	「見学者対応」業務について、貴市が主担当、事業者は協力する役割という理解でよろしいでしょうか。	見学者の受け入れ窓口は本市で行います。業務内容は業務要求水準書でお示しします。
69	5	1.2.5	表1-2対象業務範囲 電気、水道水、燃料等の単価をご教示願います。	ご提案事項と考えています。
70	5	1.2.5	既設流用対策施設の修繕については、新設対象施設のような長期修繕計画の策定は必要ない、と解釈してよろしいですか。	必要です。
71	5	1.2.5	新設対象施設及び既存流用対象施設の維持管理・修繕（新設対象施設）（既存流用対象施設）に事業者の責に帰さない事由により～本市と事業者が協議の上、費用の割合等を決定するとありますが、事業者の責に帰さない事由とはどのようなことを想定していますか。	例えば、自然災害等の不可抗力に起因する修繕などが考えられます。
72	5	1.2.5	住民対応とは、調査、工事及び維持管理に関して事業者の帰責事由による住民反対運動、訴訟、要望への対応という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
73	5,6	1.2.5	新設対象施設及び既存流用対象施設の維持管理及び既存施設の維持管理に住民対応とありますが、住民対応とは夜間等市職員不在時の電話対応と考えて宜しいでしょうか。	電話対応も業務内容に含まれます。業務内容は業務要求水準書でお示しします。
74	5	1.2.5	給水末端の法定水質検査は本事業の対象という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
75	5	1.2.5	対象業務範囲について、既設設備の維持管理のために既設設備に関する図面、保守点検記録等を提示頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	実施方針に記載の「資料閲覧の期間」に可能な範囲で提示します。
76	6	1.2.5	既存施設の維持管理・修繕に、修繕は費用50万円未満のものについて事業者負担とありますが、修繕費合計の上限金額をご教示下さい。	業務要求水準書等でお示しします。
77	6	1.2.5	「費用50万円未満のものについては事業者負担により実施する。」とありますが、年間の上限価格の設定はありますでしょうか。設定がある場合は、設定値をご教示ください。	(質問No.76参照)
78	6	1.2.5	既存施設（大戸浄水場）の膜交換は50万円以上の修繕に該当すると考えられますが、本業務は貴市側の範囲になるとの理解でよろしいでしょうか。	既設浄水場の膜交換は本業務に含みません。ただし膜の薬品洗浄は本業務に含みます。
79	6	1.2.5	既存施設の維持管理に膜交換の記載がありますが、膜の薬品洗浄業務も発生すると予想します。薬品洗浄業務も対象業務範囲と考えてよろしいでしょうか。	(質問No.78参照)
80	6	1.2.5	既存施設の維持管理・膜交換とありますが、膜モジュールはご支給品との認識で宜しいでしょうか。	(質問No.78参照)

**滝沢浄水場更新整備等事業実施方針に関する質問に対する回答(5月24日修正版)**

No.	ページ	項目	質問の内容	回答
81	6	1.2.5	平成45年3月時点で当該施設を貴市に移管する際の条件（耐用性他）についてどのようにお考えでしょうか。	業務要求水準書等でお示しします。
82	6	1.2.5	引継期間は平成26年1月から3月という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
83	6	1.2.5	引継ぎに係る費用は、現受託者及び新事業者の双方それぞれ自己負担する理解でよろしいでしょうか。	引継ぎに係わる費用は新事業者の負担とします。
84	5	1.2.5	以下の既存流用対象施設について、図面以外に現時点での「耐震診断」または「老朽化調査」等を実施されてますか、その場合の報告書を閲覧できますか。 ・汚泥ケーキ乾燥棟 ・普通沈殿池 ・緩速ろ過池 ・急速3号配水池 ・排水処理施設 ・天日乾燥床	実施方針に記載の「資料閲覧の期間」に可能な範囲で提示します。なお「平成2年度滝沢浄水場施設総合診断結果報告書」にある以外の診断及び調査は実施していません。
85	7	1.2.8	表1-3事業スケジュールにおいて、建設完了が平成30年3月とありますが、新設設備からの浄水共用開始の時期に指定はあるでしょうか。既存設備との切替工程によっては、建設完了前に新設設備からの浄水共用を行う事は可能でしょうか。	平成30年4月の供用開始にあたり、事前から浄水供用を行うことは可能です。
86	7	1.2.8	「建設完了の時期が、平成30年3月まで」とありますが、工事期間短縮は評価の対象となりますか。	評価の対象としません。
87	7	1.2.8	新設対象施設（既存利用も含む）は、平成30年3月31日までに建設、総合試運転、水質試験を完了し、平成30年4月1日から給水開始するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
88	7	1.2.9	具体的な関係法令をご教示願います。	業務要求水準書等でお示しします。
89	7	2.1.1	「事業者選定基準」に示す「得点化基準」従って評価するとあります。価格も含めた得点化と理解いたしますが、その際の技術項目と価格項目の得点の比率についてご教示いただけないでしょうか。 また価格については予定されている「調達予定価格」に対する比率で評価されるのでしょうか。	事業者選定評価基準で示します。
90	8	2.2.1	代表企業は構成員であれば誰がなってもよいのでしょうか。また、構成員とは2.2.1③に記載されている者すべてという理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
91	8	2.2.1	②項に構成員を代表する企業を定めるとありますが、この企業の役割は「応募の申請および提案書提出手続き」に関する代表者であり⑦項に記載されている共同企業体を結成する場合の「代表企業」と3.2特別目的会社の設立で定義されている「SPCの代表企業」とは役割が違ふとの理解で宜しいですか。また応募者は構成員の中から別の3社をそれぞれの代表企業として定める事が可能ですか。	ご理解のとおりです。
92	8	2.2.1	設計業務及び工事についての代表企業とは②の「代表企業」と別でもかまわないのでしょうか。	(質問No.91参照)
93	8	2.2.1	建設工事請負代金の100分の20とありますが、建設工事請負代金とは3.1に記載されている「設計及び建設工事請負契約」に基づく代金、すなわち、設計費も含むものと考えてよろしいのでしょうか。それとも設計費を除く建設工事請負代金でしょうか。	設計費を含んだ建設工事請負代金とします。
94	8	2.2.1	貴市と優先交渉権者が契約する基本協定、貴市と工事企業が契約する設計及び建設工事請負契約、貴市とSPCが契約する基本契約及び浄水場運転管理及び送配水施設維持管理等業務委託契約の内容はいつ公表されるのですか。	募集公告と同時に各案を公表します。
95	8	2.2.1	別途公募型プロポーザル方式で実施する「送配水施設維持管理等業務委託」の公告の時期は滝沢浄水場更新等整備等事業と同じタイミングとなりますか。	ご理解のとおりです。
96	8	2.2.1	⑤別途公募型プロポーザル方式で実施する「送配水施設維持管理等業務委託」の受注者についても当該SPCの出資会社となるとありますが、この受注者の決定時期は、いつでしょうか。	同時期となります。
97	8	2.2.1	設計企業はSPC出資会社となる必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

**滝沢浄水場更新整備等事業実施方針に関する質問に対する回答(5月24日修正版)**

No.	ページ	項目	質問の内容	回答
98	8	2.2.1	市内業者が分担する業務等は建設工事請負代金の100分の20以上とすることとされておりますが、100分の20以上が確保されておれば、評価に差はつかないと考えてよろしいでしょうか。	評価方法に関することはお答えできません。
99	8	2.2.1	建設JVですが、構成員の数の制限はないのでしょうか。ないのでしたら、最少出資割合は、5社ではすべて20%、6社以上では20%を確保できませんがどのように考えればよろしいのでしょうか。また、JVを結成しないで請け負うことは可能なのでしょうか。可能ならばその仕組みをご教示ください。	構成員の数の制限はありません。なお最小出資割合は4社15%、5社12%、6社10%以上とします。
100	8	2.2.1	⑦建設JVの構成員が4社以上の場合、最小の出資割合は指定がないとの認識で宜しいでしょうか。	(質問No.99参照)
101	8	2.2.1	「工事企業の間で共同企業体を結成する場合、…」とありますが、JVの組織は事業者側の裁量と考えてよろしいでしょうか(工事業種毎にJVを組織する、または全ての工事企業でJVを組織する等)。	ご理解のとおりです。ただし、質問No.100で示した最小出資割合の確保は必要となります。
102	8	2.2.1	グループの構成員は、他のグループの構成員にはなれませんが、落札者グループの下請け会社となることは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
103	10	2.2.2	「ア 水道法第24条の3に定める受託水道業務技術管理者の資格を有し、かつ浄水場運転管理の実務経験が5年以上ある者。 イ 水道浄水施設管理技士1級・2級の資格を有する者。」と記載がありますが、アとイの要件を同一人物が満たす場合は、兼ねることが可能と理解してよろしいでしょうか。またその人数は、最低1名と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
104	10	2.2.2	「受託水道業務技術管理者の資格を有し、かつ浄水場運転管理の実務経験が5年以上ある者」と「水道施設管理技士1級・2級の資格を有する者」がありますが、それぞれの条件を満たす者1名ずつ(計2名)、もしくはどちらの条件も満たす者が1名のいずれでも問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
105	10	2.2.2	「水道施設管理技士1級・2級の資格を有する者」とありますが、1級もしくは2級の資格を有する者という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
106	9	2.2.2	ここに記載されている要件を満たし応募する企業はすべて構成員(SPC出資会社)となるのでしょうか。同じ要件(例えば土木に係る部分)を満たす複数社がある場合でもすべてが構成員(SPC出資企業)となるのでしょうか。それとも、構成員として応募するものの、別の会社がSPCへ出資すれば出資はしなくてもよろしいのでしょうか。	設計企業を除き、グループの構成員はすべてSPCの出資会社になる必要があります。
107	9	2.2.2	設計企業が複数場合は、当該企業全体で各要件の全てを満たせば良いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
108	9	2.2.2	「複数企業の場合は少なくとも1社がその要件を満たすこと」とありますが、「工事企業が複数企業の場合は当該企業全体でその要件を満たすこと」と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
109	9	2.2.2	「膜ろ過装置の技術認定を有すること」とありますが、これは今回提案に使用する膜種の技術認定を応募表明の時点で有していることという理解でよろしいでしょうか。	「提案書提出時点で有すること」です。
110	9	2.2.2	「複数企業の場合は少なくとも1社がその要件を満たすこと」とありますが、「維持管理企業が複数企業の場合は当該企業全体でその要件を満たすこと」と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
111	10	2.2.2	維持管理実績が他社と共同で履行した実績の場合、2.2.2(2)②の浄水場の建設実績と同様、「共同企業体の構成員として出資比率が10分の2以上であるものに限る。」と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
112	10	2.2.2	有資格者を配置又は組織とありますが、「組織」とは「非常駐」と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
113	10	2.2.2	「次に掲げる有資格者を配置(SPCに在籍し、本施設に常勤すること。)又は組織できること。」とありますが、ここでいう組織できることとはSPCに在籍(出向等)していることとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
114	11	2.3.1	基本協定の締結、契約の締結に当たっては議会承認が必要となるのでしょうか。	不要です。

**滝沢浄水場更新整備等事業実施方針に関する質問に対する回答(5月24日修正版)**

No.	ページ	項目	質問の内容	回答
115	11	2.3.1	資料閲覧から提案書提出までが3ヶ月弱とタイトです。以下の資料については、本質問に対する回答として公表いただくことをご検討いただきたくお願いします。 ①5浄水場（滝沢・東山・六軒・大戸・強清水）の施設情報 ・施設概要一覧 ・各種図面（現存する全ての図面） ②滝沢浄水場に関する情報 ・用地測量結果 ・地質調査結果 ・基本設計の内容 ③維持管理に関する情報 ・年報、月報、日報（5年分） ・水質試験結果報告書 ・直営時代（第三者委託前）の委託業務の仕様書	実施方針に記載の「資料閲覧の期間」に可能な範囲で提示します。
116	11	2.3.4	第2回の説明会及び現場説明会において、実施方針に関する回答への再質問は可能ですか。	不可とします。
117	12	3.1	設計及び建設工事請負契約を貴市と交わす当事者は、「工事企業」のみで、「設計企業」はその当事者ではなく再委託である設計業務委託契約のみの当事者という理解でよろしいのでしょうか。	設計企業も含め、グループの構成員はすべて当事者となります。
118	12	3.1	貴市とSPCは「基本契約」と「浄水場運転管理及び送配水施設維持管理委託契約」の2本締結するという理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
119	12	3.1	本市とSPCは維持管理業務の開始に先立ち浄水場運転管理および送配水施設維持管理業務に関する基本契約を締結するものとされております。別途決定された業者がSPCを設立して運営する際に、万が一一方の業者が業務実施が困難になった場合、SPC内部で別業者に実施させる等の対応を行う必要があるのでしょうか、または市の方で改めて業者を選定し直すのでしょうか、ご教示願います。	S P C内部での対応となります。
120	12	3.2	送配水維持管理等業務受注企業の応募資格等その他一切の理由によりSPCが設立できなくなった場合は、滝沢浄水場更新整備等事業のみ継続されるとの理解でよろしいでしょうか。もしそうでない場合は、それまでにかかった費用及び逸失利益等を含めた損害を賠償いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	前段についてはご理解のとおりです。
121	12	3.1	「優先交渉権者又はグループの構成員が応募資格を欠くに至った場合、本市は優先交渉権者と事業契約を締結しない場合がある。」とありますが、グループの構成員が資格を失った場合でも他の構成員にて資格要件を満足する場合には、予定通り契約は締結されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
122	12	3.2	SPCの代表企業とは、応募申請の代表企業、設計及び工事についての代表企業と異なってもかまわないのでしょうか。	ご理解のとおりです。
123	12	3.2	本店所在地は会津若松市とするとありますが、滝沢浄水場を本店所在地と定めても宜しいでしょうか。	認められません。
124	12	3.2	・別途発注の「送・配水施設維持管理等業務委託」の受注者のSPCへの出資比率は最低・最高は明示されるのでしょうか。それとも優先交渉権者おのおのが協議し決定するのでしょうか。	市内業者の株式保有割合の合計は30/100を超えなければなりません。
125	12	3.2	送配水施設維持管理業務受注企業の出資について、別途公募型プロポーザル方式で実施する「送配水施設維持管理等業務委託」においても、設立されるSPCに対して出資をすることが条件となっているとの理解でよろしいでしょうか。また、その際送配水施設維持管理等業務の受託者に求める出資の最低割合はいくらでしょうか。	ご理解のとおりです。市内業者の株式保有割合の合計は30/100を超えなければなりません。
126	13	3.5.1	(1) 設計及び工事のモニタリングは、建設完了時（平成30年3月）までに実施するという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
127	13	3.5.1	維持管理のモニタリングは、浄水場維持管理業務と送配水施設維持管理業務は分けて実施される理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

**滝沢浄水場更新整備等事業実施方針に関する質問に対する回答(5月24日修正版)**

No.	ページ	項目	質問の内容	回答
128	13	3.5.1	モニタリングの内容について、「事業者が実施する設計業務及び工事業務等の水準が本市で定める水準」とありますが、ここでいう「本市で定める水準」とは要求水準書の内容と同じであると理解してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
129	13	3.6	実際の修繕費が長期修繕計画より下回った場合、対価の減額はないとの理解で宜しいでしょうか。	業務委託契約書(案)で示し、業務終了時に精算します。
130	14	4.1	「その他の指定」で「地滑り危険箇所」との記載がありますが、現状の浄水場用地における危険箇所をご提示願えないでしょうか。	地すべり指定箇所でなく、一部、土石流危険区域に該当しています。資料は実施方針に記載の「資料閲覧の期間」に可能な範囲で提示します。
131	14	4.2	表4-2の施設能力に「予備力を含めて27,000m <sup>3</sup> /日まで対応できること」との記載がありますが、下記の能力を持てばよろしいでしょうか。 ・新設施設能力：最大給水量27,000m <sup>3</sup> /日 ・工事中の既存施設能力：最大給水量27,000m <sup>3</sup> /日	新設施設能力はご理解のとおりです。また、工事中の既存施設能力は、業務要求水準書でお示しします。
132	14	4.2	予備力を含めた「27,000m <sup>3</sup> /日」とは、計画浄水量と考えてよろしいですか。また工事期間中に必要な浄水能力についてご教示願います。	(質問No.131参照)
133	14	4.2	表4-2に施設能力として27,000m <sup>3</sup> /dとありますが、最小給水能力（もしくは最小浄水能力）をご教示ください。	最小給水能力の設定はございません。
134	14	4.2	「施設能力」で「予備力を含めて27,000m <sup>3</sup> /日まで対応できること」とありますが、具体的に下記の①、②のどちらか、ご教示願えないでしょうか。また、①の場合には予備機を運転しない時の施設能力をご提示願えないでしょうか。 ①実動機器と予備機器を同時に運転して27,000m <sup>3</sup> /日の施設能力 ②実動機器を運転し、予備機は運転しない状況で27,000m <sup>3</sup> /日の施設能力	ご提案事項と考えています。
135	15	4.2	新設土木構造物の耐震水準(A1)は明記されていますが、建築物、既存流用施設（浄水、配水、排水の別も含め）の耐震水準は、どのようにお考えでしょうか。	業務要求水準書でお示しします。
136	15	4.2	土木構造物の耐震性能の定義は記載がありますが、建築構造物に関する記載がありません。建築構造物の耐震性能の定義をお願いいたします。	業務要求水準書でお示しします。
137	15	4.2	浄水水質に記載のある「現行基準」とは、平成25年4月時点の水道法上の基準との理解で宜しいでしょうか。	募集の公告時点の水質基準です。
138	15	4.2	表中の「現行基準」とは、実施要綱の交付時点での水質基準値との理解でよろしいですか。	(質問No.137参照)
139	14	4.2	施設能力 最大濁度時（表4-3原水水質にて最大濁度500度と提示）においても施設能力27,000m <sup>3</sup> /dを維持する必要がありますでしょうか。（もしくは給水量と濁度の年間データから民間事業者側が判断するというのでしょうか） また維持する必要がある場合、維持できなかった場合におけるペナルティーについて、考え方をお聞かせ下さい。	業務要求水準書等でお示しします。
140	15	4.2	原水水質 最大濁度500度は最大で何日続くという想定で設計すればよろしいでしょうか。 もしくは年間の濁度データから民間事業者側が判断するというのでしょうか。	ご提案事項と考えています。なお、水質データについては実施方針に記載の「資料閲覧の期間」に可能な範囲で提示します。
141	15	4.2	浄水水質 浄水水質未達の場合のペナルティーについて考え方をお聞かせ下さい。	業務要求水準書等でお示しします。
142	14	4.2	表4-2に新設対象施設の規模、表4-3に原水水質及び表4-4に浄水水質が示されていますが、既存施設（東山、大戸、六軒、強清水）に係る同等のデータ等は要求水準で示されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
143	15	4.2	表4-3の根拠資料として、過去10年間の水質データを開示いただけないでしょうか。	実施方針に記載の「資料閲覧の期間」に可能な範囲で提示します。



**滝沢浄水場更新整備等事業実施方針に関する質問に対する回答(5月24日修正版)**

No.	ページ	項目	質問の内容	回答
144	15	4.2	表4-4の浄水水質条件と実証実験仕様書の浄水水質条件が異なっていますが、詳細については要求水準書においてご提示いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
145	17	4.3	六軒浄水場関連の取水施設において、第2～第6水源集水井は予備となっておりますが、どのような場合に使用するのでしょうか。	使用する予定はございません。
146	18	4.3	強清水浄水場施設関連の深井戸水源が予備となっておりますが、どのような場合に使用するのでしょうか。	使用する予定はございません。
147	16	4.3	東山浄水場施設のずい道配水池、子どもの森配水池は、DBO側の維持管理の対象になりますか。	対象となります。
148	16	4.3	東山浄水場外のずい道配水池（休止中）と子どもの森配水池も維持管理業務の対象とする、と解釈してよろしいですか。	(質問No.147参照)
149	16	4.3	休止施設（ずい道配水池）は、将来的に稼働させる計画はありますでしょうか。	現時点では考えておりません。
150	15	4.3	設備の中には休止中の設備も含まれますが、その設備等が事業期間中に稼働再開になった場合は契約変更の上事業者の業務範囲になるとの理解で宜しいですか。	ご理解のとおりです。
151	15	4.3	「標高」と水位高低は別と推察されますが、各浄水場の水位高低図をお示してください。	実施方針に記載の「資料閲覧の期間」に可能な範囲で提示します。
152	18	4.4	試運転期間に要する原水、浄水は貴市から無償で提供されますか。	水については無償で提供します。
153	18	5.2	優先交渉権者と何らかの理由により契約に至らない場合、次点者が優先交渉権者となるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
154	18	5.2	「本事業をDBOで実施することが適当でない」と判断された場合」とは具体的にどのような場合にそのような判断をされるのでしょうか。	予想VFMが達成されないと判断された場合と考えます。
155	18	5.4.1	「・・・提案書の一部を無償で使用する」とありますが、使用の際には応募者の許可を得るなどの配慮が頂けると考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
156	19	5.4.2	返却されない書類は、情報漏えいのないよう貴市で責任を持って処分いただけると考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
157	19	5.6	「届出（事業認可変更）に必要な図面の作成等について本市に協力すること」とありますが、事業変更認可は平成25年度末に提出予定とした場合、平成26年1月～平成26年3月に対応すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
158	23	別紙1	既存施設の維持管理において、修繕費のリスク分担が会津若松市様〇、事業者△となっておりますが、金額に関わらず発生原因が事業者の帰責事由でない場合は、修繕費を請求できるのでしょうか。	1件あたりの修繕費用50万円未満のものについて事業者負担により、50万円以上の修繕については事業者の帰責事由でない場合に市が負担します。
159	23	別紙1	既存施設の維持管理において、「既存施設において修繕費が50万円を上回った場合」と記載がありますが、1件あたりの修繕費用と理解してよろしいでしょうか。	(質問No.158参照)
160	23	別紙1	リスク分担・維持管理（既存施設）・修繕費において、既存施設について修繕費が50万円を上回った場合民間事業者側に△となっておりますが、6頁・既存施設の維持管理・修繕には50万円以上の修繕については市が負担するとあります。50万円以上の修繕については市が負担するとの認識で宜しいでしょうか。	(質問No.158参照)
161	23	別紙1	別紙1リスク分担表 損傷した既存施設（建築物・土木構造物・路面含む）の修繕は、維持管理業務に含まれないと考えてよろしいでしょうか。	維持管理業務に起因すると考えられる損傷や劣化は含まれます。
162	22	別紙1	別紙1リスク分担表 リスクとして挙げられていることから、ここでの「大規模な修繕」とは事業開始当初には予期せぬ修繕という理解でよろしいでしょうか。その場合、維持管理受託期間中、大規模な修繕が必要か否かの判断は、民間事業者側に一任されているのでしょうか。	長期修繕計画の適時の見直しは、本市と協議のうえ費用負担を含めて決定します。

**滝沢浄水場更新整備等事業実施方針に関する質問に対する回答(5月24日修正版)**

No.	ページ	項目	質問の内容	回答
163	22	別紙1	別紙1リスク分担表 既存流用施設には浄水場内道路・フェンスといった付帯設備も含まれるのでしょうか。	含まれます。
164	22	別紙1	「施設の瑕疵」については、「事業者の改良した部分（耐震補強した既設流用対象施設）」の瑕疵については民間事業者負担であり、それ以外の瑕疵については貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりです。ただし改良した施設が既存施設に影響を及ぼすことも考えられるため、本市が主負担、事業者が従負担になると考えられます。
165	22	別紙1	「施設の損傷」については、「事業者の改良した部分（耐震補強した既設流用対象施設）」の劣化による損傷については民間事業者負担であり、それ以外の劣化による損傷については貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。	(質問No.164参照)
166	22	別紙1	維持管理について、大規模な修繕が必要となった場合は民間事業者が主負担とありますが、民間事業者はあくまで既存施設の耐震補強を行って施設を流用するのみであるため、老朽化については貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	長期修繕計画の適時の見直しは、本市と協議のうえ費用負担を含めて決定します。
167	22	別紙1	濁水で必要水量が確保できない場合のリスク負担は、貴市負担と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
168	20	別紙1	「市の要求に起因する環境問題」は貴市の負担、「事業者の提案内容、業務に起因する環境問題」は民間事業者の負担となっています。貴市の要求に基づいた事業者の提案、業務に起因するものは貴市の負担と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
169	20	別紙1	建設工事期間中において、工事を対象とした見学会は実施する予定でしょうか。	予定はあります。
170	20	別紙1	見学者事故については、既存施設の老朽化に起因して発生した事故等については貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
171	20	別紙1	見学者事故については、既存施設の老朽化に起因して発生した事故等については貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
172	21	別紙1	リスク分担・共通・住民対応において、調査、工事及び維持管理に関する住民反対運動、訴訟、要望等に関するものは民間事業者の負担となっておりますが、民間事業者の帰責事由によるものみとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
173	20	別紙1	「本事業に対する、又は市の要求に起因する住民の反対運動等」は貴市の負担、「調査、工事及び維持管理に関する住民反対運動、訴訟、要望等に関するもの」は民間事業者の負担となっています。貴市の要求に基づいた調査、工事、維持管理に関するものは貴市の負担と理解してよろしいでしょうか。	(質問No.171、No.172参照)
174	21	別紙1	原子力発電所事故等による浄水、排水、脱水ケーキの放射性物質等による汚染リスクは、民間事業者にはないものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
175	21・23	別紙1	リスク分担・共通・不可抗力において、当該リスクについては本市が主に負うが、滝沢浄水場の新設施設については要求水準に規定する範囲については事業者が負担するものとしてありますが、範囲及び負担理由を具体的にご教示下さい。	業務要求水準書等でお示しします。
176	20	別紙1	法制度において、本事業に直接関わる法制度の新設、変更等は貴市の負担、それ以外の法制度の新設、変更等は民間事業者負担とされていますが、どのように「直接」と「それ以外」を線引きされるのか、ご教示願います。	業務要求水準書等でお示しします。
177	21	別紙1	建設における「工事費の増大」について、建設時点の物価変動リスクの記載がありません。建設時は国土交通省公共工事標準請負契約約款に示される「スライド条項」が適用されると考えてよろしいでしょうか。	業務要求水準書等でお示しします。
178	23	別紙1	物価変動リスクについては市が主負担、事業者が従負担とあり「予め合意した価格改定条項による一定のリスク」を事業者負担とされていますがその具体例をご教示ください。	業務要求水準書等でお示しします。
179	23	別紙1	既存施設の瑕疵が見つかった場合、民間事業者が従負担となっておりますが、民間事業者が設計、建設に関わっていない既存施設での瑕疵とはどのような事態を想定されているのか、ご教示願います。	経年劣化等は本市の負担ですが、維持管理業務に起因すると考えられる瑕疵、損傷や劣化は事業者の負担と考え、本市を主負担、事業者を従負担としています。
180	22	別紙1	「施設の瑕疵」「施設の損傷」について、民間事業者が従負担となっている意図についてご教示ください。また、どのような場合に民間事業者が負担する必要があるとお考えか、具体的に想定されているケースをご教示ください。	(質問No.179参照)

**滝沢浄水場更新整備等事業実施方針に関する質問に対する回答(5月24日修正版)**

No.	ページ	項目	質問の内容	回答
181	23	別紙1	「修繕費」について、民間事業者が従負担となっている意図についてご教示ください。また、どのような場合に民間事業者が負担する必要があるとお考えか、具体的に想定されているケースをご教示ください。	(質問No.158参照)
182	23	別紙1	「施設の瑕疵」が、「△」と判断される状況とは、具体的にどのような状況で従負担となるか、ご教示を願えないでしょうか。	(質問No.179参照)
183	23	別紙1	「施設の損傷」が、「△」と判断される状況とは、具体的にどのような状況で従負担となるか、ご教示を願えないでしょうか。	(質問No.179参照)
184	21	別紙1	別紙1リスク分担表 撤去品中に、アスベスト、PCB、重金属等の有害物質が含まれていた場合、リスク負担者は市、民間事業者いずれでしょうか。	本市で対応します。
185	21	別紙1	建設における「工事費の増大」に関して、流用する既存施設のうち、ご提示いただいた資料から判断ができないリスクが生じた場合には貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。	事前調査等の範疇とし、事業者の負担とします。
186	21	別紙1	施設引渡し前の不可抗力による施設損傷負担が民間事業者のみとなっておりますが、「共通」段階の「不可抗力」リスクと同様に負担者は市が○、民間事業者が△となるのでしょうか。なぜ共通と異なるのでしょうか。	業務要求水準書等でお示しします。
187	21	別紙1	既存流用部分(耐震補強対象施設)について、引き渡し前の不可抗力による施設の損傷についても「民間事業者」が主負担となり、「市」は負担者とならないという解釈でしょうか。	(質問No.186参照)
188	21	別紙1	リスク分担・建設・施設損傷において、施設の引渡し前に生じた不可抗力による施設損傷において民間事業者の負担となっておりますが、不可抗力による施設損傷とはどのような事象を想定していますか。	自然災害等を想定しています。
189	21	別紙1	建設における「施設損傷」の項目に「施設の引渡し前に生じた不可抗力による施設損傷は民間事業者の負担」となっていますが、不可抗力によるものは「市○、民間事業者△***」とすべきと考えますがいかがでしょうか。	(質問No.186参照)
190	21	別紙1	地中埋設物(埋設管、電気ケーブル、ハンドホール等)に関するリスクは民間事業者負担となっておりますが、リスクの有無を検討するための図面等は全て提示いただけるものと理解してよろしいでしょうか。 又、提示いただいた資料から判断ができないリスクが生じた場合には貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。	(質問No.185参照)
191	21～23	別紙1	リスク分担・維持管理(滝沢浄水場新設施設)(滝沢浄水場既存流用施設)(既存施設)・維持管理費の増大において、市の帰責事由以外の事由による維持管理費の増大は民間事業者の負担となっておりますが、民間事業者の帰責事由によるものみとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
192	—	その他	新設備 対象業務範囲 取水口は、既存利用という理解でよろしいでしょうか。	(質問No.4参照)